

農林水産省動物医薬品検査所入札等監視委員会規則

平成19年12月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において動物医薬品検査所に設置することとされた入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の委員、組織、会議、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、動物医薬品検査所長（以下「所長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 動物医薬品検査所に所属する契約担当官等が締結した物品・役務等契約（工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約以外の契約をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因契約

ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約

ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約

(2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

2 前項第2号の抽出の方法については、委員会が定める。ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であつて応札者（提案者）が1者のものについては、競争参加資格の設定について審議する必要があるため、重点的に抽出する。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、所長が委嘱する者をもって構成する。

2 委員会は、委員3人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。

(会議)

第4条 第2条第1項の事務に係る会議は、原則として、3箇月に1回開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。

2 会議は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1項各号の事務に関し、報告の内容又は審議した契約に係る理由及び経緯等について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。この場合、所長はその内容を所属する契約担当官等に通知するものとする。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、当該意見の具申又は勧告を受けた所属する契約担当官等が講じた措置について、次回以降の委員会で報告を受けるものとする。

3 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、第2条第1項各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、会計課予算決算係(又は、会計係)が処理する。

(公表)

第8条 所長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、公表する。

2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを公表する。

3 所長は、審議に係る議事の概要を取りまとめの上、必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを公表する。

(報告の様式)

第9条 委員会への第2条第1項第1号の報告は、別紙様式1から3までによるものとする。ただし、談合の事実があった場合には、談合情報等の対応状況を取りまとめた書類を併せて委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月27日から施行する。

競争入札(物品役務等)

農林水産省動物医薬品検査所												
見直し計画での記載	見直し計画における措置内容	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	応札者の数	特別な競争参加資格	備考

(注1)記載の順は、契約した日の順による。

(注2)「見直し計画での記載」欄には、「随意契約見直し計画」(平成19年1月改訂)の対象となつている契約については、公益法人等との契約の場合は「公」の文字と「随意契約の点検・見直しの状況」表の「件数」欄の番号を、その他の契約については「民」の文字と番号を、それぞれ記載し、対象となつていない契約については「×」と記載する。

(注3)「見直し計画における措置内容」欄には、「随意契約の点検・見直しの状況」表の「講ずる措置」の内容(「競争入札に移行」、「企画競争・公募を実施」、「競争性のない随意契約」のいずれか)を記載する。

(注4) 総合評価落札方式によつた場合には、「一般競争契約・指名競争契約の別(総合評価の実施)」欄にその旨を記載する。

(注5) 単価契約の場合には、「予定価格」欄及び「契約金額」欄に予定調達総額を記載するとともに、「備考」欄に単価契約である旨を記載する。

(注6)既に締結済みの契約について変更契約を締結した場合には、当初の契約に関する記述を複写して新たに1行を設けた上で、変更点を赤字で訂正する。

(注7)「特別な競争参加資格」欄は、予算決算及び会計令(以下「予算令」という。)第73条の規定に基づき契約担当官等が特別に参加資格を設けた場合であつて、応札者の数が1であるときのみ、当該参加資格を簡潔に記載する。

指名停止等一覧表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (ヶ月)	該当事項	指名停止の理由

注：「該当事項」欄には、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。